

審査申出書

審査申出人

近江八幡市長 小西 理

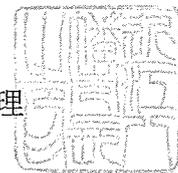
相手方

滋賀県知事 三日月大造

令和 3 年 4 月 3 0 日

総務大臣 武田良太 様

審査申出人 近江八幡市長 小西 理



第 1 審査申出に係る県の関与

地方税法第 3 7 条の 2 第 2 項及び第 3 1 4 条の 7 第 2 項に基づく、第 1 号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準に関する総務省告示第 1 7 9 号の第 5 条第 8 号ハに基づいて滋賀県知事が行った地域資源及び市区町村の認定行為。

第 2 審査申出に係る県の関与のあった日

令和 3 年 4 月 1 日。

第 3 審査申出の趣旨

相手方である滋賀県知事が令和 3 年 4 月 1 日に行った地方税法第 3 7 条の 2 第 2 項及び第 3 1 4 条の 7 第 2 項に基づく、第 1 号寄附金の募集の適正な実施

に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準に関する総務省告示第179号の第5条第8号ハに基づいて滋賀県知事が行った地域資源及び市区町村の認定の取消を求める。

第4 審査申出の理由

1 滋賀県知事の行った認定の内容

相手方である滋賀県知事は、令和3年4月1日、『近江牛』、『ふなずし』、『湖魚の加工食品（ふなずしを除く）』の3品目（以下、「本件3品目」という。）について、地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づき、第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準に関する総務省告示第179号（以下、「総務省告示」という。）の第5条第8号ハに基づいて、これらを同条同号の地域資源とし、滋賀県内の全市町を当該市町とする認定（以下、「本件認定」という。）を行った。

そもそもふるさと納税制度において、納税の返礼品とできる物品については、地場産品である必要があり、例えば、本件3品目のうち、『近江牛』に関しては、その生産（飼養数）の29.4%が審査申出人近江八幡市にあり、上位5市町で90.7%を占めている（令和元年度滋賀県農政水産部畜産課調べ）。また、『近江牛』の加工については、精肉の場合、と畜場までが加工であるところ、滋賀県内において、と畜場があるのは申出人だけである。

そのため、滋賀県内においても、『近江牛』の精肉を地場産品の基準により返礼品として提供できない市町が、少なくとも7市町ある。

しかし、相手方滋賀県知事の本件認定により、地場産品の要件に該当しない場合でも、滋賀県内の全市町は、ふるさと納税制度による返礼品として、本件3品目を提供できるようになった。

2 経緯

- (1) 令和元年6月10日付けで、相手方は、申出人ら滋賀県内の市町に対し、『ふるさと納税指定制度における地域資源等の認定について（照会）』と題する文書で照会をしてきた。

これは、各市町から、地域資源として認定する品目を照会するものであった。

- (2) 同年10月10日付けで、相手方は、申出人ら滋賀県内の市町に対し『ふるさと納税指定制度における地域資源等の認定について（照会）』と題する文書（甲1）で照会をしてきた。

当該文書によれば、相手方は、本件3品目を総務省告示第5条第8号ハに基づく地域資源として認定する予定であり、それについての各市町の意見を求めるという内容の照会であった。

また、当該文書には、参考資料（甲1の添付の表）が添付されていた。

これに対し、申出人は、同月25日付けで、上記の3品目の全てについて、相手方が地域資源として認定することについて、『反対する』との回答を行った（甲2）。

また、その理由としては、総務省告示第5条第8号ハの要件に該当するものであるか疑義があったため、相手方に対し、「滋賀県の地域資源として広く一般国民から相当程度認識されている」と判断した根拠について、まずは明らかにしてもらおうということであった。

- (3) その後、相手方と申出人を含む各市町の間では、令和2年7月7日に、滋賀県市町振興課との協議、同年10月21日に同県総務部との協議、同年11月11日には、同県ふるさと納税担当課長会議、同年12月24日には、同県総務部との協議などの協議が行われたが、申出人は、本件3品目の地域資源認定については、一貫して反対を表明し、反対する理由についても説明してきたが、納得のいく回答は得られなかった。

- (4) そうしたところ、相手方は、令和3年3月1日付『ふるさと納税指定制度に

おける地域資源等の認定について（最終案）』と題する文書（甲3）で、本件3品目を地域資源として認定する旨の最終案を通知してきた。

これに対し、申出人は、同月23日付けで、当該最終案に対して反対する旨の回答を行った（甲4）。

これに対し、相手方は、同月26日付けで、運用ルールの追加を通知してきた（甲5）が、申出人は、これについても賛成していない（文書で回答していない。）。

- (5) ところで、総務省告示第5条第8号ハで、地域資源認定を行う場合、令和2年7月16日付け総税市第55号総務省自治税務局市町村税課長通知「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（技術的助言）第4項(3)都道府県認定に係る総務省への報告等において、「…いずれの場合であっても、関係する地方団体間において十分な調整を行い、関係団体の合意の上で、返礼品等を取り扱うこと。」（甲9）とされている。

申出人は、この点について、御庁に問い合わせを行い、『関係団体』とは『関係する地方団体』のことで、民間の団体を指すものではないことを確認している。

なお、この御庁の回答については、まずは口頭での回答をいただき、それを、書面であらためて問い合わせたところ、令和3年4月15日付けで文書にて正式に回答を得たものである（甲6、甲7）。

- (6) 以上のとおり、『関係団体』である申出人が一貫して本件認定に反対して、『関係団体』の合意が得られていないにも関わらず、相手方は、同年4月1日、本件3品目について地域資源とする本件認定を行った（甲8）。

3 本件認定の違法・不当について

上述のとおり、総務省告示に基づいて地域資源認定を行う場合、令和2年7月16日付け総税市第55号総務省自治税務局市町村税課長通知「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（技術的助言）第4項(3)都道府県認定に係

る総務省への報告等において、「…いずれの場合であっても、関係する地方団体間において十分な調整を行い、関係団体の合意の上で、返礼品等を取り扱うこと。」（甲9）とされている。

そして、申出人が御庁に問い合わせたところ、同文中の『関係団体』とは、『関係する地方団体』である旨の回答を得ている。

然るに、本件において、相手方は、本件3品目を地域資源と認定するに際し、『関係する地方団体』である申出人との間で合意を得ていないにも関わらず本件認定を行っており、本件認定は、技術的助言に従わず行われた違法・不当な認定と言わざるをえず、取り消されるべきである。

なお、付言するに、御庁の回答によれば、『関係団体』の範囲については、本件で言えば、相手方である滋賀県が適切に判断することとされている（甲7）。

この点において、関係団体の範囲については、相手方の裁量が一定程度認められるようにもとれるが、例えば、認定品目の『近江牛』を例にすれば、その生産者の39.3%（滋賀県最多）が申出人の生産者であり、上述のとおり飼養数においても29.4%を占めており、従前から『近江牛』をふるさと納税における返礼品（地場産品）として取り扱ってきたことに鑑みれば、申出人が『関係団体』に含まれないとする取り扱いはあり得ない。

4 近江八幡市長の主張

本件認定が取り消されるべきであることは、上述のとおりであるが、そもそも申出人が本件3品目を地域資源として認定することに同意できない理由は、以下のとおりである。

(1) 近江牛のブランド力の低下の懸念

近江牛の生産者からは、本件認定により、短期的な観点からは、消費拡大のメリットがあるものの、中長期的な観点からは、返礼品としての近江牛の品質管理不足によるブランド力の低下や農家の収入減少につながる可能性があるかと危惧される声もあり、ふるさと納税制度における地域資源の認定に

より、返礼品『近江牛』の品質管理が徹底されず、近江牛ブランドに対する信頼が失われ、ブランド力低下の可能性がある、近江牛を取り扱う関係団体、関係者等に多大な影響を与える恐れがある。

具体的には、これまで、申出人は、近江牛を生産する牧場の確保、農家への有形無形の支援、牧場の臭気対策、近江牛取扱業者への支援や、販売についてのアピール活動、ふるさと納税においても返礼品としての近江牛の評価の向上について、努力を行ってきた。

その結果、消費者あるいは納税者からは、近江牛をブランドとして、日本三大和牛としての評価を確立してきた。

また、上述のとおり、申出人は、近江牛の肥育頭数29.4%にあたる生産者を抱え、滋賀県内唯一のと畜場を有するところから、単なる返礼品としての近江牛の管理に留まらず、生産加工の過程で近江牛のブランド力を維持するための関わりをもつことができた。

しかしながら、近江牛の生産・加工に関与していない市町が、返礼品としての近江牛の品質・ブランド力を管理していくことは、実質的には不可能である。

また、そういった市町は、近江牛のブランド力が落ちるようなことになっても、ふるさと納税の返礼品の一品目のブランド力低下の問題としてしか捉えないことになるが、申出人ら生産者を抱える市町は、生産者を守る観点からも近江牛のブランド力の低下は死活問題となる。

したがって、関係団体、関係者等に多大な影響を与えるおそれがある。

(2) ふるさと納税制度の趣旨に反すること

本来、ふるさと納税制度は、納税の返礼品を地場産品に限ることで、地域の産業の育成を推進することをその趣旨とするものである。

そして、これまで、滋賀県内において、近江牛を生産している市町は、12市町あり、それらの市町は、近江牛を地場産品とするために、地域産

業を育てる努力を払ってきたものである。

然るに、本件認定では、地域の産業として育成に関与していない市町においても近江牛を返礼品として提供できることになり、ふるさと納税の制度趣旨を大きく逸脱する結果となる。

総務省告示は、ふるさと納税制度の制度趣旨を遵守するために出されたものであって、制度趣旨に反する結果となることは、本末転倒である。

したがって、相手方においては、ふるさと納税の制度趣旨に立ち返って本件認定が間違いであることを認識すべきである。

以上